

第4-9表 失業保険給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	824	1,003	1,048	839	682	628	583	567	607
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	2,639	2,146	3,624	3,573	2,999	2,709	2,521	2,613	—
UI (州)		2,572	2,110	3,585	3,531	2,950	2,661	2,476	2,572	—
初回申請者数 (州)		357	301	407	404	345	328	313	324	—
イギリス <sup>3)</sup>	GBR	—	966	790	798	700	728	812	731	718
抛出制JSA受給者(a)			147	155	160	131	140	135	114	128
所得調査制JSA受給者(b)			800	617	619	555	575	665	605	577
(a) & (b)			19	19	18	14	14	13	12	13
不支給			94	87	88	78	72	84	76	70
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU	2,762	3,152	3,591	3,919	4,047	6,710	6,837	6,357	5,927
失業給付I		1,780	1,695	1,899	1,914	1,845	1,728	1,445	1,080	917
失業扶助/失業給付II		982	1,457	1,692	2,005	2,202	4,982	5,392	5,277	5,010
フランス <sup>5)</sup>	FRA	2,247	2,144	2,377	2,589	2,661	2,574	2,351	2,163	2,087
各種失業給付受給者		1,756	1,667	1,954	2,170	2,232	2,130	1,891	1,728	1,687
ASS及びAI受給者		491	477	422	419	429	444	460	435	400

資料出所 日本: 厚生労働省(2009.11)「平成20年度雇用保険事業年報」

アメリカ: G.P.O.(2009) *Economic Report of the President 2009*

イギリス: 国家統計局(2009) *Annual Abstract of Statistics 2009*

ドイツ: 連邦労働社会省(2009.6) *Statistisches Taschenbuch 2009*

フランス: UNEDIC (全国商工業雇用協会連合) ホームページ "Beneficiaires en fin de mois" (<http://info.assedic.fr/unistatis/>) 2009年8月現在

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給機関等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。一般求職者給付基本手当基本分(短時間分を含む)。
- 2) 各週受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE:1995年以降)、鉄道退職者制度(RP)、退役軍人失業補償(UCX:1958年以降)、連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給)が含まれる。連邦補足的給付(FSB:通常失業給付、延長給付受給後の失業者に支給)、特別失業扶助(SUA:農業従事者、家内労働者、市区町村職員、失業保険制度の被保険者ではない者を対象に支給)、連邦補足的失業補償、短期延長失業補償(TEUC)は除く。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 各年5月。1995年は、北アイルランド地域のみ1996年2月8日。1996年10月より従来の失業給付と所得補助が統合されて「求職者給付(JSA)」となったため、2000年以降は連続しない。JSAには、抛出制JSAと所得調査制JSAとがある。
- 4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段:失業給付I、下段:失業給付II(ただし、2005年数値は推計値)。
- 5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者(訓練手当を除く)と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯手当及びAI:社会参入手当)の受給者計。